

令和6年度甲賀管内「県下一斉清掃運動」環境美化活動 実施要領

1 趣 旨

滋賀県では、12月1日を滋賀県ごみの散乱防止に関する条例における「環境美化の日」と定めており、12月1日を中心に県内各地で一斉清掃が予定されている。甲賀管内においても環境保全意識の高揚を目的に、管内の県民および企業、行政機関等が協働し、環境美化活動を行う。

2 実施日時

令和6年11月29日（金） 清掃実施時間 9:30～10:45

3 実施規模

参加人数 200名程度

4 実施場所

活動場所：県道4号線（旧国道1号線）吉永交差点 - 針交差点間

集合場所：野洲川親水公園駐車場

〒520-3223 湖南市夏見地先

※詳細（「県下一斉清掃運動」環境美化活動実施場所地図）

5 参加者等

県民、企業 県民、湖南・甲賀環境協会、滋賀県建設業協会甲賀支部、
滋賀県建設業協会湖南支部、湖南工業団地協会 等

行政機関等 湖南市、滋賀県（甲賀管内所属）等

6 当日スケジュール

9:30 受付・清掃活動開始
（随時） ごみの回収

10:45 清掃活動の終了
※ごみ回収を終了した参加者から、随時解散とする。

11:15 （撤収完了）

7 中止時の対応

- ・小雨の場合は実施するものとするが、当日午前8時の気象情報で湖南省に気象警報が発令されている場合や荒天時には中止とし、延期はしない。
- ・中止の場合は、当日8時30分までに県HPにて発表し、あわせて当日現地での案内も行う。参加者への個別連絡は行わない。

中止の場合の掲載場所

【滋賀県ホームページ（滋賀県甲賀環境事務所）】

URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/21178.html>



8 その他

- ・駐車スペースに限りがあるため、できる限り乗り合わせての参加を推奨する。
- ・傷害保険および賠償責任保険については、参加申し込みを基に、県（循環社会推進課）において、一括加入する。